

登別を訪れるみなさまへ

2020年4月1日（水）から登別市の入湯税が変わります。

入湯税は、登別の旅行を安心して快適に楽しんでいただけるよう、また、旅行先として選んでいただけるよう、魅力ある観光地づくりなどのために活用してまいります。

登別市



大湯沼川天然足湯

登別市役所より入湯税のご案内

■入湯税とは

国の法律（地方税法）と登別市税条例で定められた鉱泉浴場の入浴行為に対して課税される税金で、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備、観光の振興（観光施設の整備）を含む）に要する費用に充てられます。

■入湯税の税額について

入湯税の標準的な税額は1人1日150円で、各市町村ごとに違う税額を定めることができます。

登別市では、令和2年4月1日より、入湯税の引き上げを実施し、引き上げた入湯税は全額、観光に訪れる皆様の受入環境の整備等の財源として活用させていただきます。

※令和元年12月31日以前に予約が確定し、令和2年4月1日以降に宿泊される場合の入湯税額は、従前のおり150円となります。

■令和2年4月1日以降の入湯税について

区分	入湯税額	
		うち引上げ額
一般客		
宿泊（注1）	300円	150円
日帰	50円	引上げなし
修学旅行（高校生以上）		
宿泊	70円	引上げなし
日帰	50円	引上げなし
ユースホステルの会員		
※日本ユース・ホステル協会登録旅館を利用した場合（現在該当施設なし）		
宿泊	100円	引上げなし
日帰	50円	引上げなし
湯治客		
※治療のために引き続き7日以上滞在するもの1泊につき		
	70円	引上げなし

（注1）1泊2日は1日として計算します